

地方公共団体によるデータ活用に関する Q&A 集

愛媛大学 データサイエンスセンター

背景

近年医療情報のデータを活用し、地方公共団体における保健医療福祉政策の立策に役立てることが期待されています。とくに、診療報酬請求データのみならず、特定健診・健診やライフコースデータと突合し、個々人の生活背景や経済状態などに配慮した細やかな医療サービスの提供の実現が期待されています。しかし、多くの地方公共団体において、個人情報保護法や条例に抵触するのではないかという懸念からプロジェクトの計画が困難になっている事例を仄聞しております。我が国では公益性の高い研究については、研究に関するガイドラインに準拠して適切な個人情報の管理・加工をすることによって研究用途に提供できるようにする制度が整備されております。地方公共団体がこの制度を活用できるように Q&A 形式で解説をまとめました。今後も拡充してまいりますので、お困りの件がありましたら、ご相談をお寄せ頂ければ幸いです。

Q、これまで A と B のデータを取得していたが、それぞれの取得時に異なる利用目的を提示している。そのような A と B のデータを顕名で突合して第三者に提供することは目的外利用にあたらぬか？

A、臨床研究等、公益性があるものについては、個人情報にかかる適切な保護処理を施した上で、当初の目的外の利用に供することは認められています。

§ 目的外利用が認められるケースについて

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下指針）の第 4 章「同意を受ける時点で特定されなかった研究への試料・情報の利用の手続き」におい

て、人体から取得された試料を用いない研究については、匿名化されているものあるいは匿名加工情報又は非識別加工情報であれば、研究対象者等に、以下の情報について通知または公開する条件下に、あらためてインフォームド・コンセントを実施する必要はないとしています。

- ① 研究の名称
- ② 研究の実施体制（研究機関の名称及び研究者等の氏名を含む。）
- ③ 研究の目的及び意義
- ④ 研究の方法及び期間
- ⑤ 研究対象者の選定方針
- ⑥ 研究の科学的合理性の根拠

§ 第三者提供について

指針において、既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報（個人情報保護法に規定する大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体又はそれらに属するものにより学術研究の用に供する目的で用いられるものに限る。）のみを用いる研究にあっては指針の対象としない、とあります。

A と B を顕名で突合した後、匿名加工処理を施した上での提供であれば、この条件を満たします。

§ 地方公共団体の活動が「研究」と見做される要件について

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス」において、以下のような例示がなされています。

"地方公共団体が地域において行う保健事業（検診、好ましい生活習慣の普及等）に関して、例えば、検診の精度管理のために、当該検診で得られたサンプル・データ等の一部又は全部を関係者・関係機関間で共有して検討することは、保健事業の一環とみなすことができ、「研究」に該当しないものと判断してよい。他方、保健事業により得られた人の健康に関する情報や検体を用いて、生活習慣病の病態の理解や予防方法の有効性

の検証などを通じて、国民の健康の保持増進等に資する知識を得ることを目的として実施される活動は、「研究」に該当する。”

§ 地方公共団体の個人情報保護条例について

地方公共団体は個人情報保護法とは別に個人情報保護条例を定めておりますので、その条例にも適合していることが求められます。この観点におきましても、条例で一般的に定められている個人情報の利用及び提供ならびに開示の制限は「個人情報」にかかるものであり、個人の特定可能性が排除された「匿名加工情報」又は「非識別加工情報」に対しては適用されません。

§ 地方公共団体に求められるアクション

実施する研究活動について、広報したとみなしていただけるように、地方公共団体の Web サイトからアクセスしやすい場所に研究内容について告示するデザインをすることが望ましいです。

適切な個人情報保護法、地方自治体条例の解釈のもと審査にあたるように、公的に認められた研究倫理に関する受講と修了認定を保有している審査員から構成されている倫理委員会を構成するか、審査を委託することが望まれます。

適切な匿名加工処理がなされるように、データ加工に関する専門的知識を持つ人材の雇用あるいは専門知識を有する者で構成される委員会による監督・指導体制を整え、必要に応じて適切な委託をすることが望まれます。